

昭和八年

(月報香附第一〇八号)

No. /45

### 小作争議調査表

(昭和九年十二月分)

財團 協調會福岡出張所

場 所	浮羽郡山春村大字山也三春	
	地 主	山河世俊義外三三九
關 係 人 員	小 作 人	石 井 勇外一〇三九
地 主 關 係 團 体	山春村地主組合	
原 因	小作人山河世俊と地主山河世俊との間に、山也三春の土地に、小作人が耕作しているが、地主が、小作人を、山也三春の土地から、追放しようとする。小作人は、地主の追放を、拒否し、耕作を、継続しようとする。地主は、小作人を、追放しようとするが、小作人は、耕作を、継続しようとする。地主は、小作人を、追放しようとするが、小作人は、耕作を、継続しようとする。	
要 求 事 項	小作科永久三割減額を求む	
經 過	小作人側は、地主の追放を、拒否し、耕作を、継続しようとする。地主は、小作人を、追放しようとするが、小作人は、耕作を、継続しようとする。地主は、小作人を、追放しようとするが、小作人は、耕作を、継続しようとする。地主は、小作人を、追放しようとするが、小作人は、耕作を、継続しようとする。	
結 果	一回一五、按来三俵八合 二回一及、批来三俵 右一割永久減額	

備 考	結 果
	<p>一、小作人の地主に、手土地中、一及四畝と、即ち返還すこと</p> <p>二、誰作科として、昭和九年度、小作人を、免達す。</p> <p>三、残りの小作地は、小作人と、地主と、交渉す。</p> <p>(純)</p>